

正倉院伎楽面の分類的研究

成瀬 正和

一、はじめに

伎楽は奈良時代に盛んに演じられた仮面を用いる楽舞のひとつで、『日本書紀』によれば、わが国には推古二十年（六一二）、百濟人味摩之が伝えたという。

正倉院には計一七一口の伎楽面が伝わる。奈良・平安時代の寺院資財帳の記載などから、当時の伎楽面の標準的な一セットは治道、師子各一口、師子児二口、吳公、金剛、迦樓羅、崑崙、吳女、力士、波羅門、太孤父各一口、太孤児二口、醉胡王一口、醉胡従八口の、計一四種、二三口の面からなることが知られている。したがって正倉院伎楽面には複数のセットが含まれていることがわかる。

個々の面の役柄を明らかにし、同時にセットの復元を行うことは、伎楽面の研究にとって最初に行うべき基礎的かつ重要な作業である。一部の面については役柄名あるいは作家名、セット名、国名を表す銘記があるが、多くの面については、型式分類作業を通し役柄、あるいはセット関係を明らかにしていく必要がある。

幸い先学達の努力によって、正倉院伎楽面の分類作業は進展し、昭和四十七年に刊行された『正倉院の伎楽面^①』では事務所の公式見解と云うべき総合的な分類案が示されることになった。しかしながら改めてこれら分類について検討し直したところ、一部の役柄の比定や、セット分類について異なった考えもできるのではないかと思われ、先に筆者の分類案の骨子を公表した^②。また平成七年刊行の『正倉院宝物7 南倉I^③』では伎楽面の名称として『正倉院の伎楽面』で用いられた名

称をそのまま使用したが、疑問のあるものについては面名の脇に「#」印を付した。

本稿では筆者の分類案を写真を多く用いるなどして、できるだけ分かり易い形で示しながら、関連する問題についても論じることにする。

なお本稿では正倉院伎楽面とは本来一体のものであったと考えられる東大寺所蔵の奈良時代の伎楽面についてもあわせて扱うことにする。

二、研究略史

金森遵は昭和十一年、正倉院の伎楽面の分類にはじめて取り組み⁽⁴⁾、様式的観点に基いてセット分類を行い、木彫面を八類に分けその製作年代等を推定し、また乾漆面は二群あったものと考えた。なお金森は各役柄の比定については詳しく触れなかった。

野間清六は昭和一八年『日本仮面史』⁽⁵⁾を著し、わが国の伝世仮面について概説した。この中で伎楽面についても多くの頁をさき、『教訓抄』や寺院資財帳の伎楽に関する記載、あるいは面の墨書銘などから、伎楽面の各役柄の実像を検討し、その代表例を示した。また正倉院伎楽面のセットを金森の分類を参考にしながらも、木彫面を七群、乾漆面を三群の計十群に分類した。役柄の比定について言えば、治道面の特徴を赤色の鼻高面と説明したことは、以後の伎楽面研究に大きな影響を及ぼした。

金森あるいは野間の著作が発表された頃は、まだ正倉院の伎楽面の整理が充分でなく、写真も揃っていない状態であったから、具体的な面の実例を示すことが困難であったため、考えを充分に伝えることができなかった。

昭和二八年と昭和三〇年には戦前からの継続事業である『正倉院御物図録』の一七・一八が発刊され、正倉院伎楽面の全貌がはじめて明らかとなった。そこでは正倉院伎楽面のほぼ全てがそれぞれ二〜三葉の写真を用い、役柄の順に配列のうえ解説された。さらにその編集者である石田茂作は昭和三〇年に単行本『正倉院伎楽面の研究』⁽⁷⁾を著し、役柄の比定のみならず、そのセット分類案も具体的に示し、伎楽面に関する自説を披露し、伎楽面の研究に飛躍的成果をあげた。

まず石田はセットについては木彫を八組、乾漆を二組とに分け、師子面を合わせて計十一組に分類した。役柄については基本的に野間と同じ考えであるが、醉胡従の細かい表現の違いを八つの類型に分けている。本論で以後これを「石田分類」と呼ぶことにする。

岡直巳は昭和三五年〜三九年にかけて、伎楽面に関する四編の論文を発表した⁽⁸⁾。この時期には正倉院展で伎楽面がセットを考慮して系統的に出陳され、岡の一連の論文はその際の所見に基づくものと、東大寺所蔵の伎楽面を調査した成果によるものであった。

岡は東大寺開眼会系伎楽面などの作家の造形上の特徴を把握することに努め、東大寺所蔵の伎楽面の研究では、作者銘のない伎楽面につ

いてもその作者を推定している。また役柄については積極的な言及は見られないが、独自の考えがあったようで、石田の比定を全て支持しているわけではなかった

昭和四〇年から四二年の三ヶ年にわたり、正倉院事務所は秋期開封中、野間清六、小林剛、毛利久、および林謙三の四名に伎楽面の調査を委嘱し、これら四名の調査員によって行われた伎楽面の総合的調査の報告書が昭和四七年に刊行された^⑨。正倉院伎楽面の全てについて、複数の写真と、製作技法や彩色などに関する詳細な観察所見が示されたもので、以後の研究の基礎的資料となった。調査後、報告書が刊行されるまでの間に野間および小林の両調査員が他界したこともあり、伎楽面のセット分類および役柄比定については、毛利久単独の報告の形をとった。役柄の比定については基本的に野間の論考あるいは石田の分類を踏襲しているが、セットの分類は型式的検討や墨書銘などの検討をもとに、石田分類をかなり改訂し、木彫を九類、乾漆を三類、これに師子面をあわせ計一三類に分類した。なお毛利によるこの分類作業には当然、他の調査員の意見も反映されていることが推定できるが、その範囲を指摘することは不可能であり、従ってここでの分類結果を以後本文中では「毛利分類」と呼ぶことにする。

伎楽面の役柄の比定あるいはセットの把握にあたっては、金森に始まる正倉院伎楽面のセット分類が野間、石田の研究を経て緻密となり、さらに岡の作家研究の成果も取り入れられ、毛利によりその集大成案

が示された。また役柄の比定では野間の示した考えが基本的にはそのまま石田、毛利に引き継がれたと理解すべきであろう。

このほか昭和六〇年には上原昭一が伎楽面全般にわたる概説書を表し^⑩、一連の正倉院伎楽面の調査成果や岡による東大寺伎楽面の調査成果あるいは法隆寺伎楽面の調査成果を要領よくまとめている。

筆者は昭和五八年以来、正倉院宝物に用いられた顔料の化学的調査に従事し、伎楽面についても基礎データの提示に努めてきた。調査が進むにつれ、用いられる顔料の種類、あるいはその取り合わせなど、伎楽面の彩色的特徴もまた造形的特徴と同じくセット分類の指標になりうるということが明らかとなった^⑪。

またこのような作業を継続する中で、同じ役柄の面については彩色やその他の表現において、異なるセット間でも共通の約束事に基づき作られている場合が多いことに気付き、従来の研究成果には検討すべき余地が少なくないと考えようになった。そこで平成三年に役柄の比定を中心として、自分なりの分類案を発表した^⑫。ただこの時には紙数の制約もあって、セット分類については説明を省略したため、意を尽くせなかった部分も多かった（以後これを旧稿と呼ぶ）。

三、作業の概要

最初に正倉院伎楽面一七一口およびそれと一連の資料である奈良時

代の東大寺伎楽面三〇口¹³について、伎楽面分類の経糸とでも言うべき様式の分類を行った。この作業にあたっては耳を中心とする造形表現や、墨書銘の検討に加え、ここ十年余継続してきた伎楽面に用いられた顔料の調査結果をも加味した。これによって、木彫面を八つ、また乾漆面を三つの様式に分類した。

次に伎楽面分類の緯糸とでも言うべき、個々の面の役柄の比定を行った。この作業にあたってはすぐさま具体的な役柄名を当てはめることは避け、まず面を十二の類型に分け、その後各類型と役柄との対応を考えた。これによって抽出された治道は従来の定説とは全く異なる一群であること、また太孤父、波羅門、酔胡徒についてもこれまで比定基準が曖昧な部分があったが、それぞれ明瞭な造形的特徴があることを示した。

次に現在定説化しつつある治道赤色鼻高面説を、その主張に沿う形で検討した。

最後に、このような分類作業の結果、派生した問題について言及した。

なお以下では正倉院の伎楽面は例えば木彫面第1号を木1、あるいは乾漆面第10号を乾10と言う形で省略して示した。また東大寺伎楽面の番号は『奈良六大寺大観 東大寺二』¹⁴で用いられた番号を用い、その第1号は、東1としてあらわした。

また本稿では師子面については扱わない。師子面もいずれかの様式

に属すはずであるが、「周防」の銘記がある木124以外、そのセットへの帰属を明らかにすることは現状では困難だからである。

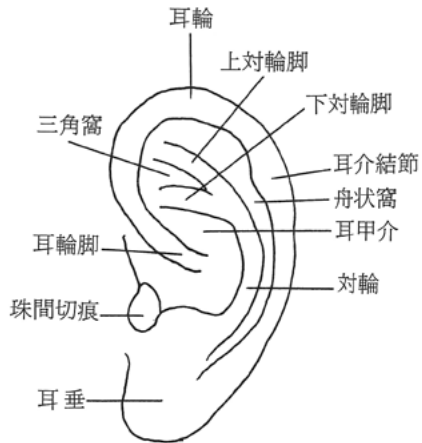
四、様式分類

ここで言う様式とは個人様式のことと、同一作家あるいは同一流派によって作られた作品のまとまりのことを指す。なお様式分類にあたっては特に耳の形に注目した。石田や岡あるいは毛利は面のセットの把握には耳形の分類が有効と考えており、筆者もこれに倣った¹⁵。耳の名称については解剖学で用いられている用語を極力用いることにした（挿図1参照）。また使用顔料の種類がセットの特徴を表すこともあり、このことについても必要に応じ言及した。

木彫面は大きく八つに分け、これをW1式〜W8式と名付け、各様式の中でさらに細かく分類したものについては、アルファベット文字を添えた。また乾漆面は三つに分け、これをD1式〜D3式とした。各様式には、その内容がすぐ連想できるようなサブネームを付したものもある。

W1式（東大寺開眼会系式）

東大寺開眼会系の木彫面の一群をこの類とした。天平勝宝四年四月九日に行われた東大寺の大仏開眼会には四部構成（前一・前二・後一



挿図1 耳の名所

・後二の伎業が演じられたと考えられている。

面に残る銘記あるいは伎業面袋の銘記から前二は将李魚成が、前二、後一の両セツトは基永師が、後二は延均師が、それぞれ

れ製作を担当したことが知られている。¹⁶これらの作家の他に、財福師、捨目師などの作家銘を持つ伎業面が伝わっている。財福師の銘のある面には東大寺銘があり、しかも財福師銘のある面袋には「天平勝宝四年四月九日」の銘記も見られるので、財福師が開眼会に関わった作者であったことは確実である。捨目師については、面は作者銘のみで、しかも面袋も知られていないので、彼の作面が開眼会に用いられたことを示す確実な証拠はない。しかし毛利等先学が作風よりこれらの面も開眼会系の仲間として取り扱っていることは妥当と考え、本稿でもこれに従う。

毛利は東大寺開眼会系の伎業面を、彩色下地にに基づき分類し、黒漆塗とするものを第2類、木地の上に直接白下地をつくるものを第3類

したが、筆者は一括して扱った。

ただし毛利が第2類、第3類とした面のうち造形表現上の検討から東大寺開眼会系とは異なると考えられるものは、ここから排除した。またW1式はさらに作家別に細かく分類した。

天平勝宝四年以降この四セツトはたびたび法会に用いられることが知られるが、W1式としたものの中にはこれら四セツトの欠失物の代替品が含まれているかも知れない。このことについてはもう一度後で触れる。

W1a式（木彫将李魚成式）（挿図2・挿図3）

将李魚成の作面の優秀さは正倉院伎業面中随一であることは誰しもが認めるところであろう。耳の造形も画一化することなく、表現豊かであるが、それでも現存する作品を検討すると各面の耳には次の様な共通性がある。

耳輪は後部上方でわずかな膨らみ、耳介結節を表現する。対輪は带状に表現され、対輪脚間にあるはずの三角窩は明瞭には表現されない。耳垂の部分では、耳輪が連続しその外縁をつくるものと、そこまで耳輪は続かぬものがあるが、いずれも貫通孔を穿つ。

将李魚成の木彫面には銘記より木24・木25・木26・木27・木35・木133などがあることがわかる。また耳の造形上の特徴から将李魚成の木彫面と考えられるものに東15がある。すなわち本様式に属す面は計七口である。



插图4 木彫第36号

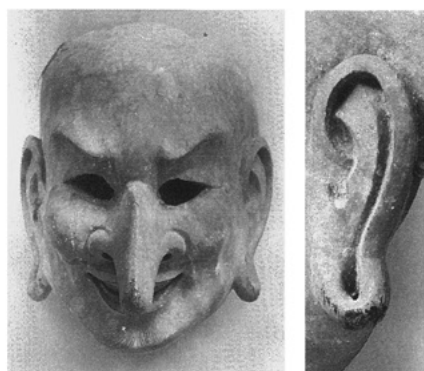


插图2 木彫第25号



插图5 東大寺伎楽面第24号



插图3 木彫第27号



插图6 木彫第18号

W1b 式

W1a 式

なお将李魚成作面の唯一の欠点として、後頭部を矧ぎ付けるものについては、接合部で破損しているものが多い（木25、木26、木35、木133）ことを指摘できる。このような構造上の欠陥もまた作品を同定するためのひとつの有力な指標となる。

W1b式（基永師式）（挿図4・挿図5・挿図6）

基永師の作面の耳は写実的ではあるが、一部の面を除き、非常に画的である。すなわち次の特徴がある。

全体的に大ぶりで、耳輪の隆起は下方まで続き、そのまま耳垂の縁辺をめぐる。耳輪脚はカールして耳甲介へと向かう。耳垂は孔を穿つものが多いが、穿たれていないものもある。上対輪脚はほぼ直立する。耳の上端から珠間切痕下端までの長さは耳全体の長さの半分よりも短い。

銘記より正倉院の木17、木18、木34、木36、木37および東大寺面の東24、東25が基永師の作面であることがわかる。さらに耳などの造形上の特徴から基永師の作と考えられるものに木46、東1、東2、東3、東21、東22がある¹⁸。

木17および木18については耳の形は上記の特徴と大きく異なる。木17は女性の面であるから、男性面とは造形上意識的に変えたことも考えられるが、木18（挿図6）については老年相ではあるものの、男性面であるから一見不可解である。この点については、後で論じる。

基永師は前二と後一を担当した作家であるが、またこれらセットの

いずれにも属さないと考えられる面も製作している。すなわちW1b式と一括したものの内容は、二セットとブラスアルファである。

W1c式（延均師式）（挿図7・挿図8・挿図9）

延均師作面の耳は、決して画的ではないが、次のような特徴がある。

耳自体の肉取りは薄く、どちらかと言えば平板的である。また耳の後部の始末も面の木口面からあまりはみ出さないように配慮している。耳の上端から珠間切痕までの距離が耳全体の長さの約四分の三から三分の二と長く、耳輪の隆起は耳垂の下端に到達する前に消失し、耳垂には孔を穿たない。

目鼻は顔の中心よりやや下に集約的に配置される。

銘記から直接あるいは間接に延均師の作であることが確認できる面は、木22、木38、木42、木43、木44、木57、木62、木86、木92、木99、木100、東27など多数にのぼる。また造形上の特徴から延均師の作と推定できる作品には東6、東16、東17、東18、東19、東20などがある。すなわち本様式に属す面は計一八口である。

このうち木22、木92、木99号は目孔を拡大していない。また他の延均師作の伎楽面が銘記を面裏中央に書くのに対し、これらはいずれも耳裏に作者銘のみ記している。これら三口は開眼会のセットとは別物と考えられる。

W1d式（財福師式）（挿図10・挿図11）



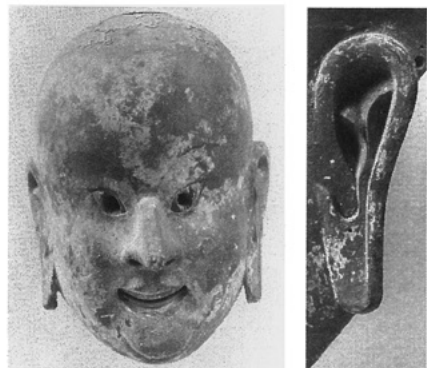
挿図10 木彫第16号



挿図7 木彫第43号



挿図11 木彫第89号



挿図8 木彫第44号



挿図9 木彫第92号

W1d 式

W1c 式

財福師の作面は銘記より、木16、木82、木89が知られている。これらの面からわかる耳の特徴は次のようなものである。耳の上端から珠間切痕までの距離はちょうど耳全体の長さの半分ほどで、耳輪の隆起は下方まで続き、耳垂の縁辺をめぐっている。対輪脚はどちらかと言えば耳前方に向かって開く感じである。耳垂には孔が穿たれている。

また三口は赤褐色の壮年相の老年相の面であるが、いずれも、口の前に垂れ下がるような長い鼻を備えている。

なお造形上の特徴から東28も財福師の作面と推定している。すなわち本様式に属す面は計四口である。

W1式（捨目師式）（挿図12・挿図13）

捨目師作面の耳には以下のような特徴がある。耳輪は耳垂の縁辺まで連続するが、耳垂には孔を開けない。対輪脚はあまり開かず、したがって三角窩は細長い。また、珠間切痕は細長い。

捨目師の作面は銘記から木20、木21、東4、東5、東9、などが知られており、また東23、東26なども造形上の特徴から本様式に属すものと推定できる。すなわち計七口である。

その他のW1式

W1式のうち以上の様式に属さないと考えられる面、あるいは耳が獣形など特異な形をしているため、どこに属すか筆者には判断がつかぬ面をここに一括した。

木39、木40、木58、木72、木76、木88、木95、木112、東10、東13、

東14、東30の計一二口をここに入れた。

W2式（大田・葱坂式）（挿図14・挿図15・挿図16）

大田倭麻呂・葱坂福貴などの作家銘があり、また「九年□月」や「功□人」などの銘記のある面の一群である。

耳は耳垂の部分が強く後ろに張り出す形で、耳輪の隆起は、耳垂の部分まで続いている。耳垂は、大きな貫通孔を有するものが多く、このため構造的に弱く、現在その先端を破損している面が非常に多い。開眼会面にも耳垂の先端を環状に作るものがあるが、こちらは孔が小さく、先端を欠くものはない。

面貌も特徴的で、目、鼻、口は集約的に表されている。頬骨が張り、目尻が長く、その長さは目幅の半分ほどに達するものもある。

石田あるいは毛利などが従来東大寺開眼会系面と考えていた木47（挿図15）は上に述べた耳の特徴あるいは面貌の特徴から典型的なこの類の伎楽面と考える。このことは本様式に属す木33（挿図14）と正面写真を比べれば容易に理解されるであろう。また木73（挿図16）もやはり造形上の特徴から、本様式に帰属することがわかる。

銘記から本様式に属することが直接確認できるのは木19、木28、木29、木30、木31、木32、木33、木118などであり、また造形上の特徴からその判断できるものに木47、木71、木73、木83、木102、木105、木118、木123、木134などがある。すなわち本様式に属す面は計一七口である。



插图14 木彫第33号



插图12 木彫第20号



插图15 木彫第47号



插图13 木彫第21号



插图16 木彫第73号

W2 式

W1e 式

W3式（為首留史式）（挿図17・挿図18・挿図19）

本様式に属す面の特徴は未完成とも思える顔面の白色塗り放しと、形式化し、しかも画的に表現される耳の形にある。耳は耳輪、対輪、三角窩、耳甲介、舟状窩が上方でこじんまりと表現され、その下には平らで幅広い耳垂が長く続いている。耳の下端は、顎よりも下に飛び出すものも多い。これらの特徴から、他の様式の面と区別しやすく、金森がA群、野間が3類、石田がG組、毛利が第5類として抽出している。また右耳裏に面名が書かれるものが多く、その中には「胡論」、「随群」、「随群王」など、寺院の資財帳などで知られている面名と異なる名称が書かれているものが多いことが特徴である。

これまで化学的調査が行われた本様式に属す面にはいずれも白色顔料として炭酸カルシウムが使用されていることがわかった。炭酸カルシウムの使用は本様式以外の面でも確認されているが、その例はわずかであり、本様式の特徴のひとつと考えてよいものである。

獣形をあらわす木79（挿図19）は本様式に属すものと考えた。白色顔料に炭酸カルシウムを用いていること、耳の上半は獣形に表現しているが、下半の表現が本様式の特徴を表すことが根拠である。さらに細かい証拠を挙げれば、本様式に属す木4（挿図18）と墨書によるヒゲの表現がよく似ており、また同面とは唇に朱（硫化水銀）を用いるという点で共通している。木79については石田は本様式の仲間と考えたが、毛利は他の様式と考えた。筆者も旧稿ではその他の仲間に分類

したが、使用顔料の種類および造形的な特徴から本様式に属すものと確信を持つに至った。

木79の右耳裏には「□□常陸」と読まれている銘記がある。正倉院伎楽面の中には後述するように「讃岐」「周防」「長門」「相模」などの国名を持つものがあり、この点からすれば「常陸」も製作地または貢納国を表したものと解釈するのが普通であろう。ただ本様式の他の面の例では右耳裏には役柄名が書かれており、そのことからすれば問題の銘記もあるいは役柄名を示した文字であると考えられることもできる。役柄名の比定については後述するが、木79は一般的な名称で言えば崑崙に比定される。しかし本様式に属す面には、酔胡従を「随群」、また呉公を「胡論」と書くなど、一般的な役柄名と異なる名称が付されたものがあり、役柄名である可能性も捨てきれないのである。

また同面には左耳表に「為首留史」なる銘記があり、従来も作者銘と考えられていたが、単に木79の作者と言うだけでなく、本様式の作者と考えるべきであろう。

本様式に属する面は木2、木3、木4、木5、木6、木7、木8、木49、木50、木52、木63、木68、木77、木79、木91、木103、木113の計一七口である。

W4式（瀬戸内式）（挿図20・挿図21・挿図22）

「讃岐」、「周防」、「長門」など瀬戸内海に面する国の銘記を持つもの



挿図20 木彫第12号



挿図17 木彫第8号



挿図21 木彫第80号



挿図18 木彫第4号



挿図22 木彫第10号



挿図19 木彫第79号

W4 式

(挿図20、21は W4a 式、挿図22は W4b 式)

W3 式

が多い。また面名を記すものもある。様式的に言えば明らかに二つの様式の作品から構成されるので、これをa式およびb式とした。

まずa式は耳の形が極端に形式化している点が非常に特徴的である。すなわち耳輪の隆起は耳の後部で真っ直ぐに垂下し、そのまま耳垂の縁辺をUターンし、さらにはY字状の対輪へと続く。耳甲介の表現はなく、この一筆書き状につながる耳輪、対輪の隆起のみで耳を表現していると言っても過言ではない。耳の下半は正面から見ると外に向かつて反っている。

W4a式に属す面には木12、木13、木14、木41、木70、木80、木107、木114、木117、東7の計十口がある。

b式としたのは木10、木11など、「讃岐」の銘を持つものの、耳の形など、様式上の特徴がa式とは異なる面である。また木1は「讃岐」の銘が見られぬものの、木10、木11と同様裏面中央に面名を表す墨書があることと、耳の形が木10と似ていることからこれらの仲間と見なした。すなわちb式は計三口である。

W5式（相模国式）（挿図23・挿図24）

耳の型は極端に形式化して非常に特徴的である。全体に平板状で、上半に形式化された耳輪、対輪脚、珠間切痕などをあらわす。金森がB群、野間が4類、石田がE組、毛利が第8類として抽出している。これまでに顔料調査を行った本様式に属す伎楽面について言えば、

下地あるいは強膜（白目）などに用いられた白色顔料はリン灰石が用いられている。リン灰石の使用は本様式の面以外にも若干確認されているが、本様式の伎楽面の特徴のひとつであることは間違いない。

本様式に属す伎楽面は木15、木23、木45、木51、木54、木55、木59、木61、木64、木78、木93、木101、木115、木116、木119、東8の計一六口である。

W6式（挿図25・挿図26）

耳は全体的に短く、耳輪は幅広く耳垂の部分で消失し、また耳垂に孔を穿たない。珠間切痕は目立たず、耳甲と一体化してV字状に切れ込んでいる。

面貌は頬骨が張ることが特徴である。

これまでに調査を行った伎楽面について言えば、下地には白土を用いるが、この白土はクリストバライトを含むことが特徴である。

本様式に属す面は木53、木66、木67、木69、木85、木110、木111、木122の計八口である。

毛利分類第6類の主要部分がこれに相当する。

W7式（挿図27・挿図28）

耳は形式化している。全体的に幅が狭く、上方後部が一番高く、後部は耳垂下部まで直線的に続いていて、面の木口面から突出すること



挿図25 木彫第69号



挿図23 木彫第45号



挿図26 木彫第111号



挿図24 木彫第93号



W6 式

W1式〜7式に入らないその他の木彫面をW8式とした。当然のことながら本来これらの面が一セットをなしていたと考えている訳ではない。

木9、木48、木56、木60、木61、木65、木75、木81、木94、木94、木97、木98、木106、木121、木185の計一四口をここに入れた。

D1式（乾漆相李魚成式）（挿図29・挿図30）

本様式に属する面は写実的で、乾漆面中作域がもつとも優れている。乾漆の上に漆地を作り、その上に白下地を施し、上に彩色を重ねる。D2式、D3式に比べ全体

W5 式

はない。対輪はこじんまりと表現され、また耳垂に孔は穿たない。

肉身の表面に油状のものをたっぷりと塗っていることも特徴である。

本様式に属する面は木74、木84、木87、木90、木108、木109、木120の計七口である。

本様式の面の主要部分は毛利分類第3類の一部に相当する。

W8 式

W1式〜7式に入らないその他の木彫面をW8式とした。



挿図29 乾漆第2号



挿図27 木彫第84号



挿図30 乾漆第24号



挿図28 木彫第87号



D1 式

W7 式

に作りがシャープである。耳は耳輪が幅広く、平坦である。耳垂には環孔を開けている。

本様式に属す面は乾1、乾2、乾24、東29の四口であり、銘記より直接、間接にそれらの面が相李魚成の作であることがわかる。

D2 式 (挿図31・挿図32)

乾漆の上に黒漆の下地をつくり、その上に直接肉身の色をあらわす彩色を施す。耳は耳垂に縦長の孔をあける。後頭部は突出して作られる。

本様式に属す面は、乾3、乾4、乾5、乾6、乾8、乾9、乾11、乾13、乾14、乾15、乾18、乾19、乾22、乾23、乾26、乾27、乾28、乾29、乾30の計一九口である。

D3 式 (挿図33・挿図34)

乾漆の上に直接彩色を施す。耳は耳垂に環孔をつくらない。目は上縁、下縁とも上弦で、いわゆる三日月状を呈するものが多い。目や鼻は中心より下寄りに配置されるものが多い。後頭部の突出はほとんどない。

本様式に属す面は、乾7、乾10、乾12、乾16、乾17、



挿図33 乾漆第10号



挿図31 乾漆第3号



挿図34 乾漆第16号



挿図32 乾漆第28号

D3 式

D2 式

乾20、乾21、乾25、乾31、乾32、乾33、乾34、乾35、
乾36の計一四口である。

五、役柄の比定

本章では各面について役柄の比定を行う。迦樓羅、
呉女などすぐにでも抽出できる役柄もあるが、手順と
してまず共通する役柄と考えられる類型を表現に基づ
き分類して、その後に各類型に対し具体的な役柄名を
当てはめることにする。

(1) 類型の分類

各役柄には概念的ではなく、視覚的に確認できる作
面上の図像モデル（手本）が存在したと考えている。
それは実際の面であつたかも知れないし、あるいは彩
色の特徴なども書き込まれた詳細な設計図であつたか
も知れない。作品の細部を検討すると、実際の製作者
はこれらの手本に記された細かい約束事を念頭に置き、
作面に従事したことが窺える。ただ作者の技量の違い、
あるいは材料の調達具合、面の完成具合によって、す
べての面がこの約束事通りに製作された訳ではない。



挿図39 木彫第17号



挿図37 木彫第88号



挿図35 木彫第72号



挿図40 木彫第11号



挿図38 木彫第101号



挿図36 木彫第115号

第3類型

第2類型

第1類型

わかりやすい例を言えば、W3式は、基本的には顔面を白色地の塗り放し状態で留め置いているため、肉身の色や、ヒゲの有無などについての規則にはほとんど当てはまらないのである。

よって次に掲げる類型の特徴は図像モデルの特徴と言つて良いかも知れない。

第1類型（挿図35・挿図36）

鶏冠を立て、肉髯をたらし、嘴に宝珠をくわえる鳥相面。肉身は緑色と赤色。

第2類型（挿図37・挿図38）

大きなどんぐり眼に、獣形の耳をもち、牙をむく鬼相面。角を生やすものと生やさぬものがある。肉身は赤褐色から暗褐色。

第3類型（挿図39・挿図40）

双髻を結う少女相の面。肉身は肌色。

第4類型（挿図41・挿図42）

少年相の面。ヒゲはなく、エクボの表現があるものが多い。通常頭髪には貼毛を施すが、貼毛と墨描きを併用し頭髪を表現するものもある。肉身は肌色く赤色のものと青色のものがある。強膜を緑色に塗るものも多



挿図45 木彫第24号



挿図43 木彫第30号



挿図41 木彫第123号



挿図46 乾漆第13号



挿図44 木彫第107号



挿図42 乾漆第1号

第6類型

第5類型

第4類型

い。

第5類型 (挿図43・挿図44)

青年相の面。頭髮の際には鎬を立てるものが多い。
ヒゲの表現はない。肉身は青色。

第6類型 (挿図45・挿図46)

单髻を結う壮年相の面。憤怒相を表し、下唇を噛み、
歯をむき出す。額には血管が浮き出る。ヒゲは植毛、
貼毛で表現。肉身は赤色。

第7類型 (挿図47・挿図48)

单髻を結う壮年相の面。開口して憤怒相を表す。ヒ
ゲは植毛、貼毛で表現。肉身は赤色。

第8類型 (挿図49・挿図50)

青年、壮年、老年と各種相の面がある。通常頭髮に
は貼毛を施すが、貼毛と墨描きを併用し髪を表現する
ものが多い。また通常ヒゲを表現する。ヒゲおよび眉
の表現は必ず墨描きによる。肉身は赤色。

第9類型 (挿図51・挿図52)

壮年相面。頭には錦製を模したと考えられる色彩豊
かな胡帽をつくる。肉身は赤色。ヒゲの表現は墨描き
によるものと植毛・貼毛によるものがある。肉身は赤
色。



挿図51 木彫第15号



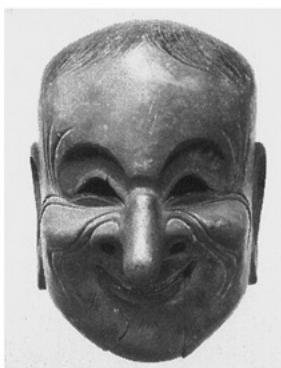
挿図49 木彫第29号



挿図47 木彫第71号



挿図52 木彫第53号



挿図50 木彫第57号



挿図48 乾漆第27号

第9 類型

第8 類型

第7 類型

第10 類型 (挿図53・挿図54)

老年相の面。歯は何本かが欠けた表現をとる。肉身は緑褐色、すなわち緑色の上に赤色を塗る。頭部には貼毛を施すものと、施さぬものがある。

第11 類型 (挿図55・挿図56・挿図57)

老年相の面。頭に帽子は作らない。眉とヒゲを植毛・貼毛により表現する。肉身は肌色・赤色。強膜を緑色に塗るものが多い。

第12 類型 (挿図58・挿図59・挿図60)

老年相の面。頭に円錐状の帽子をつくる。帽子の側面は黒漆塗りか素木のまま。眉とヒゲを植毛・貼毛により表現する。肉身は肌色・赤色。強膜を緑色に塗る。

(2) 各型式の役柄の比定

次にここで抽出した各類型について役柄の比定を行う。

第1 類型、すなわち鳥相の面は、もとインドの神話上の動物で、のちに仏教に守護神として取り入れられるようになった迦楼羅にあてて従来の説に従う。

第2 類型、すなわち獣耳を持つ鬼相面はこれを崑崙とする従来の説に従う。

第3 類型、すなわち少女相の面は、これを呉女にあて



挿図58 木彫第117号



挿図55 木彫第41号



挿図53 木彫第1号



挿図59 木彫第119号



挿図56 木彫第78号



挿図54 木彫第109号



挿図60 木彫第85号

第12類型



挿図57 木彫第110号

第11類型

第10類型

る従来の説に従う。本類型に属す木11（挿図40）に「呉乎止女」と書かれていることが何よりの証拠である。

第4類型、すなわち少年相の面は師子児または太孤児である。木2

（「師子」、木9（「太孤児」、木10（「太孤」、木80（「太孤児」）など一部の面については役柄を示す墨書銘があり、これについては具体的な役柄を知ることができるが、そのほかの面について表現上の特徴からどちらかに比定することは、少なくとも現在筆者には困難である。寂しそうな表情をするものを太孤児にあてる考えもあるが、感覚的な基準に基づき区分けすることは控えたい。開口面と閉口面が存在するが、それぞれに対応するわけでもない。現状ではあえて無理をせず両者をまとめ童子面として捉えておく。

なお一部の面が従来酔胡従に組み入れられていた。たとえば乾1（挿図42）は酔胡従と考えられていたが、同面はヒゲの表現なく、頬にエクボを作る点から間違いなく童子面である。酔胡従は青年相の面でも必ずヒゲを描くのが特徴である。

第5類型、すなわち青年相の面はこれを呉公とする従来の説に従う。ただしこの類型を呉公と決定する確実な証拠はない。本型に属す木8には「胡論」なる面名が書かれているが、これは残念ながら呉公を連想させる名称ではない。

ただ『西大寺資財流記帳』にみえる二口の呉公にはいずれも「金銅裁物鳳鸞並雲形縁」あるいは「金銅裁物鳳形縁」を装着していたこと

が記載されている。乾2（挿図29）には頭部前面に唐草文様の金銅裁物を装着しており（現在は離れて、別に保存されている）、装飾上の共通性がある。

また呉女・呉公は『教訓抄』によれば実際の劇中ではそろって登場することはなかったようであるが、これらが名称より概念的には一對の面とみなすことが許されるならば、呉公は少女である呉女にふさわしい青年相の面ということになる。

呉女は髪型等より、これを漢民族の若い女性と考えることについて誰も異論はなからうが、本類型の面、すなわち呉公が確かに漢民族の若い男性を表したものであるという証明は今後の課題となろう。

なお乾28（挿図32）は石田分類でもまた毛利分類でも酔胡従に当てられているが、典型的な本類型の面、すなわち呉公面である。

第6類型、すなわち単髻を結う壮年相の閉口（吽形）面は、これを力士とする従来の説に従う。本型に属す木50に「力士」と書かれているのが何よりの証拠である。

第7類型、すなわち単髻を結う壮年相の開口（阿形）面は、これを金剛とする従来の説に従う。

第8類型、すなわち青年・老年相の赤色面は酔胡従である。酔胡従は寺院資財帳の記載から一セット七口からなることが知られている。酔胡従であることは肉身の赤色が酒気帯の肌の色であること、あるいは本類型に属すW3式の面に酔胡従の異称と思われる「随群」の



挿図65 木彫第116号



挿図63 木彫第75号



挿図61 木彫第26号



挿図66 乾漆第26号



挿図64 木彫第82号



挿図62 木彫第49号

ひょっとこ口の面

名が記された面が複数存在することから証明できる。

石田は石田分類のG組（筆者の言うW3式）の酔胡従の表情を基に、酔胡従には「驚き顔」「憂い顔」「ヒョットコ口」など八種の表情の面があることを指摘し、実際の酔胡従面をこれらの類型にあてはめた。石田の提示した類型とそれへの比定結果がすべて妥当なものかどうかについては、美術解剖学的な知識も必要で、筆者には判断できない部分が多いが、酔胡従にはさらに細かい類型があり、それぞれ表現すべき表情があったという考えは支持できる。すなわち石田の言う「ヒョットコ口」の面は視覚的基準に基づく抽出が容易であり、伎楽面中に数多く見い出されるのであるが、それらは互いに異なるセツトに属するものであることがわかる（挿図61～66）からである。

しかし酔胡従は表情の多様性とは別に、先に第8類型の特徴として示したような、製作上の約束事を忠実に守り作られているのである。ところが従来の分類では、この約束事に当てはまらない、役柄のはっきりとしなかった面についても、安易に酔胡従に比定されてしまうことが少なくなかった。

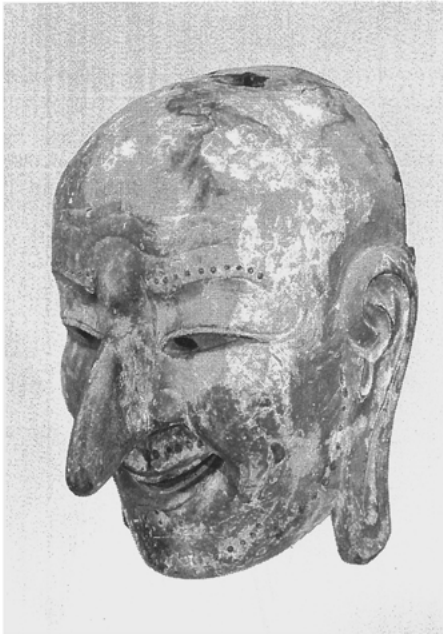
逆に、従来の先学達の分類では治道に比定されている

赤色鼻高の面も第8類型の約束事の範囲内で作られており、筆者は酔胡従と考えている。このことについては後で詳しく触れることにしよう。

第9類型、すなわち華やかな冠帽をかぶる壮年相の面はこれを酔胡王とする従来の説に従う。本型に属す木4（挿図18）に「随群王」とあることが何よりの証拠である。

第10類型すなわち、肉身緑褐色、齒欠の老相面は、本型に属す木1（挿図53）が「波羅門」の記銘を有することから、インドカースト制四階の最高位の位を表す波羅門に比定する。肉身の色は彼の地の人々の肌の色に似せたものと考えている。

従来の分類では本型に属すほとんどの面が酔胡従に比定されてしま



挿図67 法隆寺献納宝物伎楽面 法216号

っている。実際の面に当たれば酔胡従との区別はさほど難しいのである（巻頭カラー図版二参照）が、ただ緑の上を褐色に塗る彩色手法がD1式（乾漆相李魚成式）の酔胡従あるいは法隆寺伎楽面のうち桐製の酔胡従にも採用されていることが、波羅門と酔胡従の区分を多少混乱させている。

将李魚成が酔胡従を作製するにあたり木彫の場合は白色地に赤褐色を塗っているのに、乾漆面の場合緑色の上に赤色を塗って仕上げる意図はよく分からない。木彫と乾漆という素地の違いが、彩色法を変えさせるのであろうか。今後の課題である。

第11類型、すなわち帽子をかぶらぬ普通の頭の老相面はこれを太祖父に比定する。確かな根拠はふたつある。

ひとつは法隆寺伎楽面法216号（挿図67）が「鰯寺孤子父」の記銘をもつことである。

ふたつめは『西大寺資財流記帳』にある太祖父の記載に「太祖父二面 一面桐 一面塼 並頂在白馬髪並押板金」とあり、白馬の毛を用い頭髮を表し、頂上に押板金おそらく金属の円板を装着していたことから、頭は普通の形をしていたことがわかるからである。

第12類型、すなわち円錐状の帽子をかぶる老相面は、このように考察を進めていくと、最後に残った治道ということになる。⁽²⁰⁾

以上のように型式分類から筆者が導き出した治道は円錐状の冠帽をつくる老相面であり、これは赤色鼻高の面を治道にあてる従来の説と

は全く異なる見解となった。そこで次章では改めて従来説の主張や論拠を検討したい。

なお表1は正倉院伎楽面について番号順に、石田分類案、毛利分類案および筆者の分類案を示したものである。三者の考えの異同が良くわかることと思う。また正倉院伎楽面の筆者の分類を、東大寺伎楽面もあわせてよりわかりやすい形で示したのが表2である。

六、治道赤色鼻高面説の検討

治道赤色鼻高面説とは一言で言えば、伎楽面の中に天狗の面に似た風貌の面があり、天狗の面は後代の祭礼などにおいて行列の先頭を司ることが知られているから、伎楽における治道も同様な風貌であったのではなからうか、という推論から成り立っている。

そこで最初に赤色鼻高の面を酔胡従の面から区別することが果たして妥当なのかという点、次にこのようにして行った分類結果が果たして整合性のあるものなのかという点、最後に天狗面との影響関係については確かな根拠があるのかという点についてそれぞれ検討する。

(1) 赤色鼻高面の分離の妥当性

結論から先に述べてしまえば従来の研究者が治道の典型と信じた伎

楽面は、基永師の開眼会面（すなわち前二あるいは後一セット）の酔胡従である。すなわち鼻を大きく高く作るのは作家基永師の酔胡従（厳密に言えば東大寺開眼会に使用した酔胡従）製作上の癖にすぎない。このことを明確にするために、筆者が基永師作（W1b式）の酔胡従および酔胡王と考える伎楽面九口のうち木18、東2を除く面を挿図68～74にならべた。このうち木36、東3は毛利が、木37は石田が、木46は毛利と石田が、それぞれ治道と考えた面であるが、この様に並べると治道としたものと酔胡従としたものの間に線引きをすることがいかに困難かわかるであろう。岡は昭和三七年の論文中、基永師の作面を比較し、同じ表現のものについて、治道、波羅門、隨群などの名称が比定されていることについて、疑念を呈している⁽²⁾。

石田や毛利の治道面の抽出に疑問が多いことは、様式的な分類からの帰結とは異なる観点からも指摘できる。すなわち石田が治道と考えた木37は「第二 後一 天平勝□日」なる銘記があり、これが酔胡従の二番目を示したものであることがわかる。ただこの点については毛利も気が付いたようで、石田の比定結果は踏襲しなかった。また石田、毛利が一致して治道としている木36は左耳裏に「前二□天平勝宝四年四月九日」の墨書がある。前二の次に入る不可読の箇所には木37と同様「第□」という、酔胡従の順番を表す文字が入る可能性が高い。このように石田、毛利が治道の典型例として捉え、また他の研究者も疑問なくこれに従う面が実は銘記の上からも酔胡従の可能性が濃厚と言



挿図74 東大寺伎楽面第22号



挿図71 木彫第46号



挿図68 木彫第34号



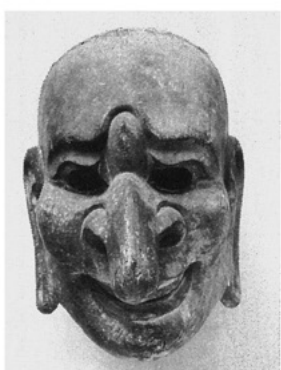
挿図72 東大寺伎楽面第1号



挿図69 木彫第36号



挿図73 東大寺伎楽面第3号



挿図70 木彫第37号

基永師作の酔胡従および酔胡王

えるのである。

(2) 従来説の整合性の問題

治道赤色鼻高面説はひとつの作業仮説である。この説が成立するかどうかはその仮説に従って治道を抽出した場合、他の面の分類が矛盾なく行えるかどうかにかかっている。したがって分類全体の整合性が保たれていない場合には、仮説は諦めて棄却すべきなのだ。

従来説の整合性を検討しようとするとき、その検討対象と成り得るのは全ての伎楽面について分類案を示した石田分類および毛利分類だけである。現在治道赤色鼻高面説を支持する研究者の多くは、面の役割について言及するとき、正倉院・東大寺面あるいは法隆寺面のうちから、定説化しつつある概念に当てはまる都合の良い面だけを各役柄について少数掲げ、説明に使うという手法をとる場合がほとんどであり、その言説は検討の対象とは成り得ない。

さて従来説の整合性の検討に入ろう。従来説が本来酔胡従と一括すべき面から治道を無理矢理分離してしまったとすれば、当然どこかにそのしわ寄せが出るはずだ。それが端的な形で現れたのが、第11類型の面と第12類型の面の比定である。

毛利は正倉院伎楽面の分類では第12類型の面をすべて太孤父にあて一方、東大寺伎楽面の分類では第12類型の面（東23）とともに第11類型の面（東18、東19、東20、東21）をも太孤父にあてている。東大

寺伎楽面のこれらの面はいずれも開眼会系の面である。正倉院面では開眼会系の面のうち第12類型の木27、木76が太孤父に比定されている。すなわち開眼会系面では計七口が太孤父に比定されているのであるが、開眼会系面は前一、前二、後一、後二の四セットのほかに捨目師、財副師などの手による面があったことが知られているので、数の多さは気にならず、従って二種の類型の面をいずれも太孤父としても良いと思ったのかも知れない。もつともその一方、毛利自身「正倉院と東大寺に蔵する太孤父と見られる面は植毛して三角状の帽子をかぶるものと、植毛無帽のものとに分けられるが、説によつては前者を波羅門にあてるものがある」と二つの異なる表現形態があることについては多少釈然としない点を感じていたようである。

ところが毛利は地方作と考えられる面のセットでは第12類型を太孤父としたため、第11類型をいずれも酔胡従に比定せざるを得なかった。W5式の木78（第11類型）と木119（第12類型）、W6式の木110（第11類型）と木85（第12類型）、W7式の木41（第11類型）と木117（第12類型）がその例である（挿図54く60、巻頭カラー図版一）。これらの面のセットはその残存率から推していずれも一セットあるいはそれ以下であったと考えられるから東大寺開眼会系の面のように第11類型、第12類型の両者ともを太孤父に比定することはできず、したがって第11類型を酔胡従としてはじきださざるを得なかったのではなからうか。ただこのような分類上の不整合は、その後の伎楽面研究でもさほど

問題とされず、太孤父は「頭に冠帽をつけるものとそうでないものがあつた」とされるのみで、酔胡従に組み入れられた第11類型についても、疑問を持たれなかったのは残念である。

酔胡従とはその他大勢である。標準で八口ある酔胡従には様々な表情を持たせたと考えられるが、そのために一部の面に植毛・貼毛など手の込んだ工程を加えることがあつたとは思えない。

(3) 行列にみられる天狗面や猿田彦神話との関係

治道赤色鼻高面説の論者が口にする、祭礼の際の行列に見られる天狗面あるいは猿田彦神話との関係は充分吟味されたものであろうか。

伎楽は確かに舞楽あるいは後世の行道に影響を与え、獅子舞など、その要素の一部は確かに採り入れられたようではある。しかしまた受け継がれなかった要素の方が多かつたことも事実であり、したがって舞楽に王舞の面があり、また祭りの行列の先頭に天狗がいることが、伎楽の影響であるかどうかは何とも言えない。

また記紀に見える猿田彦の神話との関係についても、わが国の神話が、すなわちその核となつた土着の民俗儀礼が、七世紀の初頭に外来文化としてわが国に導入された伎楽に影響を与え、内容を変質させたとはとても思えない。ほかの役柄の伎楽面の中に何らかの土着の要素が認められるのならまだしも、そのような例は今のところ認められな

いからである。また逆に伎楽の要素が何らかの形で民俗儀礼に取り入れられ、それが記紀神話として取り入れられるような状況もさらに考えづらい。猿田彦神話と、行列の先頭にいる天狗面の関係は間に伎楽などおかぬ方がよほど素直に理解できよう。

ちなみに神社祭礼などの行列において登場する天狗が一般には記紀にあらわれる猿田彦神話の影響を受け生まれたものと考えられているが、猿田彦神話を検討した柴田実⁽²²⁾はむしろ逆に儀礼があつて神話が創造されたと考えている。

いずれにしても民俗事例において行列の先頭を天狗面が司る事実をもつて、伎楽面の治道も同様な風貌していたとする推定は説得力に欠けるのである。

以上治道赤色鼻高面説の当否についてその根拠を吟味する形で検討を加えたが、いずれの点からも成立し難いことが明らかとなった。

よつて治道を第12類型すなわち円錐状の冠帽をつくる老相面に当てることは妥当であると考える。

伎楽の行列において二人の太孤児には保護者たる太孤父が付き添う。太孤児とほとんど同様な風貌である二人の師子児にはやはり太孤父とほとんど同様な風貌の治道が付き添う。筆者はこのようなイメージを持つている。

七、関連する問題

(1) 正倉院伎楽面の様式とセットとの関係

先に正倉院・東大寺伎楽面を大きく十一様式(木彫面を8様式、また乾漆面を3様式)に分類した。本章ではこれら様式と実際のセットとの対応関係を探る。W1式は東大寺開眼会系の面で、W1a式(木彫将李魚成式)が「前1」セットに、W2b式(基永師式)が「前2」と「後1」の二セットに、またW3c式(延均師式)が「後2」セットにほぼ対応する。W1d式(財福師式)は四口という、残存数の少なから本来一セット分であったのではなく、おそらく「前1」「前2」「後1」「後2」セットのいずれかを補完するための面であったのではなからうか。W1e式(捨目師式)は正倉院面・東大寺面あわせて七口あるが、本来一セット揃っていたか微妙である。

正倉院面・東大寺面を併せると、W2式は一七口、W3式は一七口、W4式(W4a式とW4b式をあわせて)は一三口、W5式は一六口、D2式は一九口、D3式は一四口残存するからこれらはもとそれぞれ一セットを構成していたものと考えられる。またW6式は八口、W7式は七口であるから、これらはそれぞれとから一セット揃っていたのかどうか微妙である。将李魚成の乾漆面であるD1式は四口しか残存していないのでもと一セットあったとは考えられない。天平勝宝四

年四月九日の銘があることから考え、木彫面と合わせて用いた可能性も高い。

以上のことから正倉院に本来あった伎楽面のセット数は確実には十セット、最大に見積もっても一三セットであり、それ以上はなかったものと考ええる。

(2) 作風の変化

基永師作面と延均師作面には銘記から開眼会に使用されたと考えられる面と、そう考えられない面の二種類がある。これらの中には作風の上からも明らかな違いがある。木18は彩色の剥落が著しいが、最上層の彩色は赤くまた、ヒゲを表す墨描きなども見られるから酔胡従面と考えて良い。顔と鼻を極端に大きく作る基永師の開眼会酔胡従の特徴はみられず、また開眼会面ではあれほど画一的であった耳の特徴も全く保たれてないことがわかる。作家銘が存在しなければ少なくとも筆者は木18が基永師の作品であると推定することはできない。

また延均師の作面についても開眼会で使用された面は目鼻が顔の中心よりやや下方に集約され、またどちらかといえばおとなしい表情のものが多かったが、木22、木92、木99はこれと雰囲気異なる。

基永師の面、延均師の面ともこれら雰囲気異なる面が開眼会の面でないことは、面に天平勝宝四年四月九日の年記を欠くこと、また開眼会面の特徴である目孔の拡大も見られないことからわかる。

作風上の違いは、製作時期の違いによるものと考えることができる。

(3) 正倉院文書にみえる伎楽と開眼会後の作面活動

正倉院文書の中には『楽具欠失物注文』と呼ばれる貼継ぎの文書がある。これは東大寺の倉より齋会の際に出蔵された楽具関係用物の点検記録であるが、このうち伎楽に関係ある記事を拾い、その齋会のあった日付と、貸し出したセットを記せば次のようになる。

- ①天平宝字八年四月八日 不明(『大日本古文書五』一四八二)
- ②天平宝字八年七月十五日「前一」「前二」(『大日本古文書五』一四八五)
- ③天平神護元年四月八日「前二」(『大日本古文書五』一五二三)
- ④天平神護二年四月八日「前二」「後二」(『大日本古文書五』一五三七)
- ⑤日付不明(天平神護二年四月二三日以降)「前二」「前二」「後二」(『大日本古文書五』一五三九、五四〇)
- ⑥天平宝字七年正月二四日?「前二」(『大日本古文書一六』一三二五、三二六)

これら資料は開眼会面の四セットが、その後も齋会の際に使用されたことを示しており重要である。また点検の際欠失したものには、装

束関係が多いが、⑤の資料では「後二」の太孤児面二口が失われたことが書かれている。資料は本来あった記録の一部と考えられるが、ここに見える紀年以外にも四月八日あるいは七月一五日の伎楽会などにおいて奈良時代には伎楽が引き続き盛んに演じられたとするなら、欠失物については次の使用時までには何らかの形で補充されたと見る方が良いのではなからうか。

W1b式あるいはW1c式としたもののうち開眼会面ではないもの、およびその他のW1式(W1d式、W1e式を含む)、あるいはW8式に属す面のうちの一部などはこの様な欠失物の代替品であった可能性も高い。

(4) 法隆寺伎楽面の役柄の比定

筆者が本稿で示した役柄についての分類案を法隆寺伎楽面に当てはめるとどうなるか。正式報告書である『法隆寺献納宝物 伎楽面』に示された分類案と筆者案を表3に掲げた。

法230は顔面赤褐色で、ヒゲを植毛により表現している。頭頂部を欠失しているが、本来あったと推定できる冠帽が装飾性豊かなものであったなら酔胡王、そうではなく無文で、また円錐状に作られたものなら、治道ということになる。しかし同じセットに太孤父(法216)、治道(法219)があることから、酔胡王である可能性が高いと考える。

法209は役柄比定が難しい面である。顔面赤褐色で、ヒゲは貼り毛に

よって表現する。頭部は丸いが無彩色であり、前頭部に釘孔があることなどから何かに覆われていた可能性が考えられている。そこに冠帽状のものがつくられたとして、それが、装飾性豊かなものであったなら酔胡王、そうでなくて、無文でまた円錐状であれば治道ということになる。ただいずれにしても問題が生ずるのは、樟製のこの面は、報告書では第2類に分類されており、その考えに従えばこのセットには治道（法219）、酔胡王（法230）がすでにあり、どちらかが二口存在することになってしまう。筆者は、法209は耳の形状が第2類の他の面とは異なり、したがって第2類とすることには検討の余地があると考えているが、ここでは問題提起にとどめておく。

八、最後に

伎楽面の研究にとって、『日本書紀』、『教訓抄』あるいは奈良・平安時代の寺院資財帳に見える伎楽に関する記載は貴重ではあるが、研究の出発点はあくまで正倉院、東大寺、法隆寺に二百数十口伝わる実際の面を細かく検討することである。

伎楽面の役柄の比定については、伎楽の内容がわからなくなった現在、一部の面は誰が考えてもわからないのではという意見もある。しかし一見そのように思える面も、実は図像モデルにある約束事に従いながら製作されており、この点を見極めることにより、役柄を決定す

ることができる。また面の様式的分類に基づくセット関係の復元についても、これを細部まで押し進めることにより、当時の造面事情の一端を明らかにすることができる。

役柄の比定に関してもう一度要点をまとめれば次のようになる。

- 1 治道は赤色鼻高の面ではなく、円錐状の冠帽をつくる老相面である。
- 2 太孤父は普通の頭をした老相面で、その面貌は治道とよく似ている。
- 3 従来治道の典型例と考えられていた面は、基永師作の酔胡従面である。
- 4 波羅門の肉身は緑褐色を呈し、齒は欠けている。
- 5 酔胡従はその他大勢の面で、ヒゲの表現は墨で描き、貼毛・植毛など手の込んだ手法は用いない。
- 6 師子児、太孤児はいずれも童子面であり、エクボを表現することも多い。

今後の課題として残るのは次のようなことである。

- 1 力士、金剛、迦楼羅、崑崙などは、造形表現がほかの伎楽面と違っており、耳などの形状が特異で、具体的にどの様式に属するものか不明なものが多いため、これを解決すること。

- 2 獅子についても具体的にどの様式に属するものか明らかにすること。
- 3 師子児、太孤児の区分基準を明らかにすること。
- 4 呉公あるいは治道の役柄を、文献資料あるいは美術史資料から裏付けること。
- 5 伎楽装束に見える「前」・「後」セットと実際の伎楽面の対応関係を明らかにすること。

本稿では、石田茂作や毛利久の分類に対し異を唱える記述が多くなったが、これは従来の先学達の成果のうち、曖昧な部分を明らかにするという本稿の性格上致し方がなかったものであり、実際はその成果を利用していただいた部分の方が遥かに多い。両先学および岡直巳の論考なくしては本稿の完成はあり得なかったことを明記しておく。

東大寺事務所北河原公敬氏、東大寺図書館堀池春峰氏、新藤佐保里氏、奈良国立博物館中嶋博氏、森村欣司氏、東京国立博物館加藤寛氏には資料の閲覧や、写真の掲載において大変お世話になった。また米田雄介所長、中山五郎技官をはじめとする正倉院事務所の先輩、同僚諸氏には様々な側面から支援をいただいた。末筆になったが記して感謝の意を表したい。

注

- (1) 宮内庁正倉院事務所編 一九七二『正倉院の伎楽面』平凡社

- (2) 成瀬正和 一九九一『正倉院伎楽面分類試案』『正倉院の楽具・遊戯具』しこうしゃ

- (3) 宮内庁正倉院事務所編 一九九五『正倉院宝物7南倉I』毎日新聞社

- (4) 金森遵 一九三六『正倉院伎楽面に就いて』『国華』五五二・五五三

- (5) 野間清六 一九四三『日本仮面史』芸文書院

- (6) 東京帝室博物館 一九五三『正倉院御物目録』一七

- 東京帝室博物館 一九五四『正倉院御物目録』一八

- (7) 石田茂作 一九五五『正倉院伎楽面の研究』美術出版社

- (8) 岡直巳 一九六〇『伎楽面に就いて』『南都仏教』八

- 岡直巳 一九六二『東大寺伎楽面考』『大和文化研究』七・三

- 岡直巳 一九六三『太田倭麻呂作の伎楽面考』『大和文化研究』八

一三

- 岡直巳 一九六四『乾漆造伎楽面考』『大和文化研究』九・三

- (9) 注(1)に同じ

- (10) 上原昭一 一九八五『伎楽面』(『日本の美術』二二三) 至文堂

- (11) 成瀬正和 一九九四『正倉院伎楽面の分類と使用顔料・彩色技法』『仏教芸術』二二三 毎日新聞社

- (12) 注(2)に同じ

- (13) 東大寺伎楽面のうち破片については作業の対象から除外した。



挿図75 乾漆第15号
D2式の太孤父



挿図76 乾漆第14号
D2式の治道

(14) 『奈良六大寺大観 東大寺二』 岩波書店

(15) 面貌の特徴もちろん様式の分類に有効であると考えているが、筆者には正確な用語を用い、これを客観的に説明することができないので、ほとんど触れなかった。

(16) 面袋に残る銘記に、将李魚成が後一の呉公面を作ったことが書かれてあるものがあるが、毛利は「後一」は「前一」の書き誤りと見ている。

(17) 『大日本古文書五』「楽具欠失注文」など

(18) なお岡直巳はこのほかに基永師作として東11、東13、東17を抽出したが、筆者は東17は延均師の作面と考え、また他の面についてはわからない。

(19) 東京国立博物館編 一九八四『法隆寺献納宝物伎楽面』 便利堂

(20) D2式には第11類型の面が一見すると二口存在する。乾14と乾15である(挿図75・挿図76)。いずれも眉とヒゲを植毛している。D2式

は面の残存数から見て間違いなく一セットであるから、両者とも太孤父ということはある得ない。結論から言えば乾14の方は治道と考える。

D2式は前に述べたように彩色の下地を黒漆地とし、頭が普通の形をした面は頭部にも黒漆を塗っている。乾15も例外ではない。ところが乾14の頭部には黒漆が塗られておらず、しかも面の縁辺に近い側頭部の二ヶ所と後頭部の一ヶ所には孔が穿たれている。ここには別の素材例えば布製などの帽子が装着されていた可能性が大きい。乾漆面では木彫面のように頭部に冠帽を作り出すことがあるいは難しく、この様な措置を講じたのかも知れない。

(21) 注(8)に同じ

(22) 柴田実 一九七五「猿田彦考」『日本書紀研究』八

(23) 『東大寺要録』巻第四 諸会章第五

(24) 注(19)に同じ

表1-1 石田分類、毛利分類、成瀬分類の比較(1)

番 号	石 田 分 類		毛 利 分 類		成 瀬 分 類	
	役柄名	セット	役柄名	セット	役柄名	セット
木45	金剛	E	金剛	6	金剛	W5
木46	治道	D	治道	2	酔胡従	W1 b
木47	酔胡王	C	酔胡王	3	酔胡王	W2
木48	崑崙	D	崑崙	10	崑崙	W8
木49	酔胡従	G	酔胡従	5	酔胡従	W3
木50	力士	G	力士	5	力士	W3
木51	酔胡従	E	酔胡従	8	酔胡従	W5
木52	金剛	G	金剛	5	金剛	W3
木53	酔胡王	H	酔胡王	6	酔胡王	W6
木54	太孤児	E	太孤児	8	童子	W5
木55	酔胡従	E	酔胡従	8	酔胡従	W5
木56	力士	I	力士	6	力士	W8
木57	酔胡従	D	酔胡従	2	酔胡従	W1 c
木58	呉公	D	呉公	2	呉公	W1
木59	酔胡従	E	酔胡従	8	酔胡従	W5
木60	酔胡王	F	酔胡王	7	酔胡王	W8
木61	酔胡王	その他	酔胡王	9	酔胡王	W8
木62	酔胡従	C	酔胡従	2	酔胡従	W1 c
木63	迦樓羅	G	迦樓羅	5	迦樓羅	W3
木64	酔胡従	E	酔胡従	8	酔胡従	W5
木65	師子児	その他	師子児	10	童子	W8
木66	酔胡従	その他	酔胡従	6	酔胡従	W8
木67	酔胡従	I	酔胡従	6	酔胡従	W6
木68	酔胡従	G	酔胡従	5	酔胡従	W3
木69	酔胡従	I	酔胡従	6	酔胡従	W6
木70	力士	F	力士	7	力士	W4 a
木71	金剛	I	金剛	4	金剛	W2
木72	迦樓羅	D	迦樓羅	3	迦樓羅	W1
木73	酔胡従	その他	酔胡従	10	波羅門	W2
木74	酔胡従	I	酔胡従	3	酔胡従	W7
木75	酔胡従	その他	酔胡従	6	酔胡従	W8
木76	太孤父	D	太孤父	2	治道	W1
木77	酔胡従	G	酔胡従	5	酔胡従	W3
木78	酔胡従	E	酔胡従	8	太孤父	W5
木79	崑崙	G	崑崙	10	崑崙	W3
木80	師子児	F	太孤児	7	童子(太孤児)	W4 a
木81	酔胡従	I	酔胡従	6	酔胡従	W8
木82	酔胡従	D	酔胡従	2	酔胡従	W1 d
木83	治道	I	治道	4	酔胡従	W2
木84	師子児	H	師子児	3	童子	W7
木85	太孤父	I	太孤父	6	治道	W6
木86	酔胡従	C	酔胡従	3	酔胡従	W1 c
木87	酔胡従	H	酔胡従	3	酔胡従	W7
木88	崑崙	C	崑崙	2	崑崙	W1

番 号	石 田 分 類		毛 利 分 類		成 瀬 分 類	
	役柄名	セット	役柄名	セット	役柄名	セット
木1	波羅門	G	波羅門	6	波羅門	W4 b
木2	師子児	G	師子児	5	童子(師子児)	W3
木3	酔胡従	G	酔胡従	5	酔胡従	W3
木4	酔胡王	G	酔胡王	5	酔胡王	W3
木5	酔胡従	G	酔胡従	5	酔胡従	W3
木6	酔胡従	G	酔胡従	5	酔胡従	W3
木7	酔胡従	G	酔胡従	5	酔胡従	W3
木8	呉公	G	呉公	5	呉公	W3
木9	太孤児	その他	太孤児	9	童子(太孤児)	W8
木10	太孤児	F	太孤児	7	童子(太孤児)	W4 b
木11	呉女	F	呉女	7	呉女	W4 b
木12	酔胡従	F	酔胡従	7	酔胡従	W4 a
木13	酔胡従	F	酔胡従	7	酔胡従	W4 a
木14	酔胡従	F	酔胡従	7	酔胡従	W4 a
木15	酔胡王	E	酔胡王	8	酔胡王	W5
木16	酔胡従	C	酔胡従	2	酔胡従	W1 d
木17	呉女	H	呉女	3	呉女	W1 b
木18	波羅門	H	酔胡従	3	酔胡従	W1 b
木19	太孤児	I	師子児	4	童子	W2
木20	波羅門	D	酔胡従	2	酔胡従	W1 e
木21	治道	H	酔胡従	3	酔胡従	W1 e
木22	酔胡従	D	酔胡従	2	波羅門	W1 c
木23	太孤児	E	太孤児	8	童子	W5
木24	力士	C	力士	2	力士	W1 a
木25	酔胡従	C	酔胡従	2	酔胡従	W1 a
木26	酔胡従	C	酔胡従	2	酔胡従	W1 a
木27	太孤父	C	太孤父	2	治道	W1 a
木28	酔胡従	H	酔胡従	4	酔胡従	W2
木29	酔胡従	H	治道	4	酔胡従	W2
木30	呉公	H	呉公	4	呉公	W2
木31	師子児	H	師子児	4	童子	W2
木32	酔胡王	H	酔胡王	4	酔胡王	W2
木33	酔胡従	H	酔胡従	4	酔胡従	W2
木34	波羅門	C	酔胡従	2	酔胡従	W1 b
木35	酔胡従	C	酔胡従	2	酔胡従	W1 a
木36	治道	その他	治道	2	酔胡従	W1 b
木37	治道	C	酔胡従	2	酔胡従	W1 b
木38	酔胡従	C	酔胡従	2	酔胡従	W1 c
木39	酔胡従	D	酔胡従	2	酔胡従	W1
木40	酔胡従	C	酔胡従	3	酔胡従	W1
木41	酔胡従	F	酔胡従	7	太孤父	W4 a
木42	酔胡従	D	酔胡従	2	酔胡従	W1 c
木43	酔胡従	C	酔胡従	2	酔胡従	W1 c
木44	師子児	C	師子児	2	童子	W1 c

表 1-2 石田分類、毛利分類、成瀬分類の比較(2)

番号	石田分類		毛利分類		成瀬分類	
	役柄名	セット	役柄名	セット	役柄名	セット
木133			酔胡従	2	酔胡従	W1 a
木134			酔胡従	4	酔胡従	W2
木135			太孤児	10	童子	W8
乾1	酔胡従	A	酔胡従	11	童子	D1
乾2	呉公	A	呉公	11	呉公	D1
乾3	師子児	A	師子児	12	童子	D2
乾4	師子児	A	師子児	12	童子	D2
乾5	迦樓羅	A	迦樓羅	12	迦樓羅	D2
乾6	酔胡従	B	酔胡従	12	酔胡従	D2
乾7	太孤児	B	太孤児	13	童子	D3
乾8	師子児	A	太孤児	12	童子	D2
乾9	崑崙	A	崑崙	12	崑崙	D2
乾10	師子児	B	師子児	13	童子	D3
乾11	波羅門	A	波羅門	12	酔胡従	D3
乾12	波羅門	B	波羅門	13	酔胡従	D3
乾13	力士	A	力士	12	力士	D2
乾14	太孤父	B	太孤父	12	治道	D2
乾15	太孤父	A	酔胡従	12	太孤父	D2
乾16	酔胡従	B	酔胡従	13	酔胡従	D3
乾17	迦樓羅	B	迦樓羅	13	迦樓羅	D3
乾18	太孤児	A	太孤児	12	童子	D2
乾19	酔胡従	A	酔胡従	12	酔胡従	D2
乾20	太孤児	B	太孤児	13	童子	D3
乾21	師子児	B	師子児	13	童子	D3
乾22	酔胡従	A	酔胡従	12	酔胡従	D2
乾23	酔胡従	A	酔胡従	12	波羅門	D2
乾24	酔胡従	A	酔胡従	11	酔胡従	D1
乾25	酔胡従	B	酔胡従	13	波羅門	D3
乾26	酔胡従	A	酔胡従	12	酔胡従	D2
乾27	金剛	A	金剛	12	金剛	D2
乾28	酔胡従	A	酔胡従	12	呉公	D2
乾29	治道	A	治道	12	酔胡従	D2
乾30	酔胡従	A	酔胡従	12	酔胡従	D2
乾31	酔胡従	B	酔胡従	13	酔胡従	D3
乾32	酔胡従	B	酔胡従	13	酔胡従	D3
乾33	呉女	B	呉女	13	呉女	D3
乾34	酔胡従		酔胡従	13	酔胡従	D3
乾35	酔胡従		酔胡従	13	酔胡従	D3
乾36	酔胡従		酔胡従	13	酔胡従	D3

番号	石田分類		毛利分類		成瀬分類	
	役柄名	セット	役柄名	セット	役柄名	セット
木89	酔胡従	D	酔胡従	2	酔胡従	W1 d
木90	酔胡従	H	酔胡従	3	酔胡従	W7
木91	酔胡従	G	酔胡従	5	酔胡従	W3
木92	酔胡従	D	酔胡従	2	酔胡従	W1 c
木93	師子児	E	師子児	8	童子	W5
木94	酔胡従	その他	酔胡従	10	酔胡従	W8
木95	酔胡従	H	酔胡従	3	酔胡従	W1
木96	呉公	E	呉公	8	呉公	W5
木97	太孤父	その他	太孤父	9	治道	W8
木98	崑崙	その他	崑崙	10	崑崙	W8
木99	酔胡従	D	酔胡従	2	酔胡従	W1 b
木100	金剛	C	金剛	2	金剛	W1 c
木101	崑崙	E	崑崙	8	崑崙	W5
木102	酔胡従	その他	酔胡従	4	童子	W2
木103	太孤児	G	太孤児	5	童子	W3
木104	酔胡従	その他	酔胡従	4	酔胡従	W2
木105	酔胡従	その他	酔胡従	4	酔胡従	W2
木106	酔胡従	D	酔胡従	10	酔胡従	W8
木107	呉公	F	呉公	7	呉公	W4 a
木108	師子児	その他	師子児	3	童子	W7
木109	酔胡従	その他	酔胡従	10	波羅門	W8
木110	酔胡従	その他	酔胡従	6	太孤父	W6
木111	酔胡従	I	酔胡従	6	酔胡従	W6
木112	崑崙	H	崑崙	3	崑崙	W1
木113	太孤児	G	太孤児	5	童子	W3
木114	師子児	F	師子児	7	童子	W4 a
木115	迦樓羅	E	迦樓羅	8	迦樓羅	W5
木116	酔胡従	E	酔胡従	8	酔胡従	W5
木117	太孤父	F	太孤父	7	治道	W4 a
木118	太孤父	H	太孤父	4	治道	W2
木119	太孤父	E	太孤父	8	治道	W5
木120	師子児	H	師子児	3	童子	W7
木121	酔胡従	その他	酔胡従	4	酔胡従	W8
木122	太孤児	C	酔胡従	6	童子	W6
木123	太孤児	I	師子児	4	童子	W3
木124	師子	師子面	師子	1	師子	
木125	師子	師子面	師子	1	師子	
木126	師子	師子面	師子	1	師子	
木127	師子	師子面	師子	1	師子	
木128	師子	師子面	師子	1	師子	
木129	師子	師子面	師子	1	師子	
木130	師子	師子面	師子	1	師子	
木131	師子	師子面	師子	1	師子	
木132	師子	師子面	師子	1	師子	

表2 正倉院伎楽面の分類案

様式名	サブネーム	迦樓羅 (第1類型)	崑崙 (第2類型)	呉女 (第3類型)	童子 (第4類型)	呉公 (第5類型)	力士 (第6類型)	金剛 (第7類型)	醉胡徒 (第8類型)	醉胡王 (第9類型)	波羅門 (第10類型)	太孤父 (第11類型)	治道 (第12類型)
W1a式	木彫将李魚成式		東15				木24		木25・木26・ 木35・木133				木27
W1b式	基永師式			木17					木18・木34・木36・ 木37・木46・東1・ 東2・東3	東22	東24・東25	東21	
W1c式	延均師式				木44・東6		東16・東17	木100	木38・木42・木43・ 木57・木62・木86・ 木92・木99・東27		木22	東18・東19・ 東20	
W1d式	財福師式								木16・木82・ 木89		東28		
W1e式	捨目師式				東4・東5	東9			木20・木21・ 東26				東23
その他の W1式	東大寺開眼会系式	木72・東11	木88・木112・ 東12・東13・ 東14			木58		東10	木39・木40・ 木95・東30				木76
W2式	大田・葱坂式				木19・木31・ 木102・木123	木30		木71	木28・木29・木33・ 木83・木104・木105・ 木134	木32・木47	木73		木118
W3式	為首苗史式	木63	木79		木2・木103・ 木113	木8	木50	木52	木3・木5・木6・ 木7・木49・木68・ 木77・木91	木4			
W4a式	瀬戸内式				木80・木114・ 東7	木107	木70		木12・木13・ 木14			木41	木117
W4b式				木11	木10						木1		
W5式	相模国式	木115	木101		木23・木54・ 木93・東8	木96		木45	木51・木55・ 木59・木64・ 木116	木15		木78	木119
W6式					木122				木66・木67・ 木69・木111	木53		木110	木85
W7式					木84・木108・ 木120				木74・木87・ 木90		木109		
W8式			木48・木98		木9・木65・ 木135		木56		木75・木81・ 木94・木106・ 木121	木60・木61			木97
D1式	乾漆相李魚成式				乾1	乾2			乾24・東29				
D2式		乾5	乾9		乾3・乾4・ 乾8・乾18	乾28	乾13	乾27	乾6・乾11・乾19・ 乾22・乾26・乾29・ 乾30		乾23	乾15	乾14
D3式		乾17		乾33	乾7・乾10・ 乾20・乾21				乾12・乾16・乾31・ 乾32・乾34・乾35・ 乾36		乾25		

* 「木」、「乾」はそれぞれ正倉院伎楽面の木彫面、乾漆面を表す

* 「東」は東大寺伎楽面を表す。ただし番号は『奈良六大寺大観 東大寺二』による

表3 法隆寺伎楽面の役柄
(報告書案と成瀬案との比較)

番号	報告書の役柄名	成瀬分類
法208	師子児	童子
法209	治道	醉胡王または治道
法210	呉公	呉公
法211	呉女	呉女
法212	金剛	金剛
法213	金剛	金剛
法214	崑崙	崑崙
法215	迦樓羅	迦樓羅
法216	太孤父	太孤父
法217	太孤児	童子
法218	太孤児	童子
法219	醉胡王	治道
法220	醉胡従	醉胡従
法221	醉胡従	醉胡従
法222	醉胡従	醉胡従
法223	醉胡従	醉胡従
法224	師子児	童子
法225	呉女	呉女
法226	迦樓羅	迦樓羅
法227	力士	力士
法228	力士	力士
法229	金剛	金剛
法230	波羅門	醉胡王
法231	醉胡王	醉胡王
法232	醉胡従	醉胡従
法233	醉胡従	醉胡従
法234	力士	力士
法235	醉胡従	醉胡従
法236	波羅門	波羅門
法237	醉胡従	醉胡従
法238	醉胡従	醉胡従
参	太孤父	治道